

JREU TOKYO 業務部速報



2026.04.21 No.042

発行：JR東労組東京地本 業務部

東地申
第13号

「京葉乗務ユニット近隣施設の夜間工事に伴う ホテル宿泊」に関する申し入れ団体交渉を行う！！その②

1. 京葉乗務ユニット泊まりの行路については、到着および起床点呼をホテルで点呼可能とすること。また、京葉乗務ユニットから宿泊ホテルまでの移動時間については労働時間として取り扱うこと。

回答：点呼については、運用行路表で指定された箇所等で実施するものであり、現時点では今回の工事に伴い到着および出場点呼の方法を変更する考えはない。なお、労働時間については、就業規則等に則り取り扱うこととなり、点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取り扱う考えはない。

■ 主な議論

● 労働時間とすることについて

組 合	会 社
<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、ホテル泊をしている組合員・社員に対してどう思っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 睡眠時間が削られ、往復で30分以上も歩かせてしまっている。負担をかけていると認識している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 負担をかけているとおもっているなら、点呼箇所とホテル間の移動を労働時間とするべきである。 ● 当時から認識が合わず対立となっている。議事録確認でも「原則として」と表記がある。当時の議論では、今回のような一時的に、離れた箇所へ宿泊する場合の議論はしていない。会社の認識はどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年に点呼箇所と休養室間の移動時間の取り扱いを労働時間として扱わないことにした。東労組に提案をし、議事録確認を締結済みである ● 当時の労使議論に対する認識は一致している。今回のようなイレギュラーについては議論されていない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 休養室が遠い場合、そこまで向かうことを強制していることになる。労働時間として扱うべきである。 ● 休養室を指定しているのは会社である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年当時と同じ議論になるが、労務の提供をしていないため労働時間とはならない。 ● 場所は提供し、指定もしているが、業務を指示しているわけではない。休養をすることを「指示」していない。実際に部屋にいるのか管理していない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 泊まり勤務の場合、拘束された時間の中で、制服を着て、指定された場所まで歩いている。起床後は、「点呼」という指示された業務を行うために移動している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰り返されるが、労働時間とはならない。休養する場所は「指定」しているが、指示はしていない。泊まり勤務における、睡眠を目的とした乗務の中断である。拘束時間であっても労働時間ではない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 議事録確認には「原則として」と表記がある。「例外」として変行路対応をして、労働時間とすることはできるのではないのか。 ● 変行路を作成し、「起床時間」を明記すれば、片道だけでも労働時間になるのではないのか。 ● 点呼の約1時間前に起床しているのが実態だ。中央線の乗務員は点呼をするためだけに15分以上も歩いている。制度上は問題ないとしても、社員のために柔軟に運用することは考えないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでも例外を認めてきたことはない。ガイドラインに則り判断している。 ● 可能だが、現行で制度上問題がないため、変行路を作成する考えはない。 ● 乗務員勤務制度には、義務ではないが泊まり勤務時に、到着点呼から起床点呼までを4時間30分確保することが記載されている。ホテルへの往復の移動32分を差し引いても確保されている。

その③へ続く